

EU(欧州連合)の若年労働者に対する労働安全衛生対策について－タイトルペーパー及び目次

EU(欧州連合)は、若年労働者に対する職場における労働安全衛生対策を重視しています。1994年6月22日には職場における若年者の保護に関する理事会指令 94/33/EC を制定して、職場における若年者の保護に関する最低限の要件を定め、1996年6月22日以降施行しています。この場合の「若年者」とは、理事会指令 94/33/EC では、「‘young person’ shall mean any person under 18 years of age referred to in Article 2 (1) (「若年者」とは第2条(1)に言及されている18歳未満の者をいう。)」とされています。

また、EU-OSHA(欧州労働安全衛生機構)には、Young people and safety and health at work (若年者と職場における労働安全衛生) に関して、重点事項の一つとして、関連する記事及び論文を掲載しています。

ひるがえって、日本の若年労働者に対する労働安全衛生対策に関する近年の状況をみますと、2018年度から2022年度までの5か年を計画期間とする第13次労働災害防止計画の中では、「(8) 国民全体の安全・健康意識の高揚等」中の「ア 高校、大学等と連携した安全衛生教育の実施」のような対策は含まれていますが、若年者の職場における労働安全衛生に直接焦点を当てた対策はあまり見当たりません。

そこで、本稿では、EU-OSHA(欧州労働安全衛生機構)がそのウェブサイトで公開している解説記事及び関連する論文について、これらの全文(参考文献に関する資料等の部分を除いて)を「英語原文－日本語仮訳」として紹介することとしました。

○目次

第I部 若年者と労働安全衛生に関する EU-OSHA(欧州労働安全衛生機構) の解説記事の全文の「英語原文－日本語仮訳」

第II部 英国労働安全衛生研究所の Jennifer Webster 氏の論文「Young workers」(若年労働者) の「英語原文－日本語仮訳」

資料作成年月 2021年3月

資料作成者 中央労働災害防止協会技術支援部国際課